

協力医療機関に関する届出 Q&A

NO.	サービス種類名	質問の種類	質問内容	回答内容
1	介護医療院	協力医療機関について (併設医療機関)	介護医療院に併設する医療機関(同一医療法人の病院)は、協力医療機関とすることが可能か。また、協力医療機関連携加算についても同様か。	要件を満たしていれば、併設医療機関を協力医療機関とすることが可能である。協力医療機関連携加算についても同様。
2	特定施設(介護予防、密着含む)、グループホーム、老健、特養(密着含む)、介護医療院	協力医療機関について (様式記載方法)	届出書「別紙1、別紙3」内の【協力医療機関の担当者名】欄に記載する担当者名は、誰を記載すれば良いか。	協力医療機関と入所者等が急変した場合の対応の確認を行った際の、医療機関側の担当者の氏名を記載してください。
3	特定施設(介護予防、密着含む)、グループホーム、老健、特養(密着含む)、介護医療院	届出頻度について	協力医療機関に関する届出(別紙1、別紙3)は、年に1回以上届け出ることとなっているが、年の考え方は年度か暦年か。	年に1回の考え方について現状具体的に示されていない。 高知市は 年度単位 で取り扱うこととしているため、初回の届出は令和7年3月31日まで(令和6年度中)に行っていただきたい。